

【機密性 2】

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 令和 2 年 1 0 月 2 0 日（火）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館 1 0 階）

参加者等

司会者 佐々木 一 夫 （千葉地方裁判所刑事第 3 部判事）
裁判官 大 槻 友 紀 （千葉地方裁判所刑事第 3 部判事）
裁判官 坂 井 夏 生 （千葉地方裁判所刑事第 3 部判事補）
検察官 大 友 隆 （千葉地方検察庁検事）
検察官 池 田 一 貴 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 佐 藤 拓 哉 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 古 家 弘樹郎 （千葉県弁護士会所属）

- 1 番 裁判員経験者
- 2 番 裁判員経験者
- 3 番 補充裁判員経験者
- 5 番 補充裁判員経験者
- 6 番 裁判員経験者
- 7 番 裁判員経験者
- 8 番 補充裁判員経験者

議事要旨

別紙のとおり

【機密性 2】

(別紙)

【司会者】

お待たせしました。それでは、時間の方も参っておりますので、本日の会の方を始めさせていただきます。私、進行役の方を担当いたします刑事3部の総括の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速内容の方に入っていきたいと思うんですけども、中身に入る前に皆様方から何か一言ずつ、全体的な感想というもので結構ですので、まずは発声練習ということで一言いただければというふうに思います。私の方から簡単に、大まかにどんな事件を担当されたのかというところをご紹介いたしますので、何かそれに加えて自己紹介がてら一言ずついただければというふうに思います。

では、大体番号順ということになっておりますので1番の方からお願いしたいと思うんですけども、1番の方は、被告人が少年で共犯者もまた少年ということのようなんですけども、共犯の少年たちと一緒に侵入盗を繰り返していたというような事件で、その中で一度窃盗に入ったお宅に今度は強盗で何とかお金を取ろうじゃないかということでそれを実行したところ、被害者の方がお金の在りかを教えなかったんで殺害してしまったと。これ強盗殺人という非常に重い犯罪なんですけども、そういうふうな事件を起こした。こういうような事件を担当されたというふうに伺っております。

共犯者の3名の証人尋問を行ったということで非常に大変な事件だったと思いますけども、まずはこういう事件を担当されて、何か感想めいたもので結構ですので一言いただけますでしょうか。

【1番】

感想というか、3人の意見や裁判で発せられた言葉が大分違っているところがあって、被告人と証人という形で意見が違ったところがあったんですね。その整合性をどうやって取るのっていうところが難しく、8人の裁判員でいろいろ話しましたが、それが本当に正しかったのかどうかというのが分かんないまま、物的証拠も

【機密性 2】

ないし、テープレコーダーがあるわけでもないのに、ちょっとそこは悩ましかったかなという気はしました。

【司会者】

ありがとうございました。またその辺のところ、評議でどのような様子だったのかというところはまた詳しくお聞かせください。

続いて2番の方ですね。2番の方もやはり強盗の事件なんですけれども、共犯者の者らと一緒に4回にわたって主に資産家のご自宅を狙って行った窃盗とか、あるいは強盗の事件ですかね。その4件ということで、そのうち1件で被害者の方にけがを負わせてしまったということで強盗致傷というような罪名になっている、こういう事件を担当されたというふうに伺っております。お願いいたします。

【2番】

ちょうど1年前、10月から公判審理が始まった事件で、記憶に残ってるものも残っていないものもあるんですが、被告の他に共犯者2名の証人と、あと被告人に指示をしたとされる反社会勢力の親分の話とかも出てきて、それぞれの言い分が異なって、どういう理由で犯行に及んだのかを聞くのに裁判員みんなでここが変だよ、あれが変だよっていうところを長く話したっていう記憶があります。

担当して下さった裁判官の方で裁判の中で全てが明らかになるわけではないことを話したのが印象に残っていて、今1年経ってから全てが明らかになってはいないけれども、被告人が今の時点で服役してるのか控訴されてるのかちょっと分からないですけど、時が流れたんだなっていう印象です。

【司会者】

どうもありがとうございます。また中身については後ほどお聞かせください。

続いて3番の方ですけれども、これは暴力団組織の事件ということで、被告人の中に暴力団組織の組長が入っていたということなんですけれども、事件としては破門になったより上部の団体からいわゆる縄張りを取り戻す、そういったような目的で組長が組長補佐ら何人かに指示をして、複数回にわたって相手の組員の自宅などに

【機密性2】

拳銃を撃ち込んだ、こういうような事件と、それから組長と一緒に裁判を受けていた組員らの覚醒剤に関する個人的な犯罪が何件か一緒に審理をされていた事件というふうに伺っております。何かお一言お願いいたします。

【3番】

私は補充裁判員だったんですけれども、全体的な感想は、初めはちょっと暴力団のことだったので恐怖を感じたんですけれども、やっぱり大きな証拠っていうのがなくて、小さい証拠がいっぱいあって、それをみんなで話し合っって一つの証拠にしていくっていう作業がとても慎重に進められてるなって、裁判を見て、その後の評議を見てて思いました。

評議する時間は裁判員一人一人の話をどんな小さな意見でも裁判官の人たちがちゃんと意見にまとめてくださるので、気兼ねなく発言できる雰囲気でしたなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

続いて5番の方ですね。事件の方は殺人事件ということで、障害者の支援施設に入居していた被告人の事件ですね。施設では職員に不満を持っていたということのようだったんですが、職員とトラブルを起こした翌朝に以前から疎ましく思っていた同じ部屋の別の障害者を殺害してしまったと、こういう事件というふうに伺っています。

今までお伺いした方々と違って少し問題のあったところが精神状態というところで少し特殊なところもあったかと思うんですけれども、一言ご感想のようなものをお願いいたします。

【5番】

私も補充裁判員だったんですけれども、殺人について本人は認めています、精神疾患を持ってる方でしたので、弁護士側からの心神耗弱と検察側からの責任能力があるという互いの意見が出てきた上で、それをどこまで認めるかっていうところが

【機密性 2】

ちょっと難しかった。

医療的なこともかなり出てきたので、あ、そういう視点もあるんだなっていうのをお互い言ってることは分かるんですけど、じゃあ本人にとってはどうなんだろうなっていうところがすごく難しかったです。

【司会者】

ありがとうございました。

続いて6番の方の事件ですけども、これも被告人が3人いた事件で、3人の被告人のうち、二人の被告人が被害者と金銭トラブルがあったというようなことだったようなんですけども、無理やり何とかお金を払わせようというふうに考えて、もう一人の被告人と一緒にになって被害者をダムに誘い出し、暴行、脅迫を加えて、その際にけがを負わせたと、こういう強盗致傷の事件ということで、それに加えて二人の被告人についての個人的な事件が何件か一緒に併合されて、それで審理をされた、こういう事件というふうに伺っています。よろしく申し上げます。

【6番】

全体的なことの感想としてなんですけども、いろんな事件がある中で、先ほど3人っていうけど実際関わったのが4人いて、一人が全くちょっと別の裁判になってしまいうってこともあったんだけど、登場人物が結構何人もいて。あと時系列で見ても最初のきっかけから刑務所に入ってた時期もあったので、全体的にポイントを押さえてつかむのがすごく難しかったなというのが第一印象です。進行的には4日間続けて出た時も2回あったので、法廷に入って集中して人の話を聞くため、4日目の時は相当脳が疲れたという記憶があって、そこら辺を保つのがちょっと大変だったなというのが感想としてありました。

【司会者】

ありがとうございました。

続いて7番の方ですけども、やはりこの事件も二人の共犯事件ということで、被告人二人が先輩にあたる共犯者と一緒に被害者に対して行った事件なんですけど

【機密性2】

も、ちょっとこれ経緯が分かりにくくて、被害者を被告人のうちの一人と金銭トラブルを持っている相手方の仲間だというふうに考えて、逆に被害者から金を取ってやろうということを計画して呼び出し、車中に監禁するなどした上で暴行あるいは脅迫を加えてお金を奪って、なおかつけがを負わせてしまったという逮捕監禁と、それから強盗致傷、こういう事件というふうに伺ってます。この犯行に関わったもう一人については別で審理を行ったというふうなことで聞いておりますけども、お願いいたします。

【7番】

被告人が二人いて、その先輩がいまして、その先輩に対して従属的な関係だったのか、言われてただ従って犯行に及んだのか、最初から共犯だったのか。そのポイントを見抜くのがちょっと大変だったかなっていう印象です。

【司会者】

中身については後ほど詳しくお伺いしたいと思います。

最後に8番の方ですけれども、放火の事件でして、これは被告人がグループホームに入居してたんですけれども、大腸がんの手術をして、その後の生活の辛さに耐えきれなくなって自殺しようというふうに考えてグループホームの自分の部屋に火をつけたわけですけれども、布団などだけ燃やすにとどまって未遂に終わったと、こういう事件というふうに伺っています。何か全体的な感想をお願いいたします。

【8番】

全体的な感想なんですけども、まず司法に関して全く興味というか関心がなかったものが、日々ニュースを見たり見聞きする時に関心を持つようになりました。裁判が始まったというと、あ、こういうことなのかなっていうことをちょっと自分の頭の中で描けるようになったのが大きな違いだと思います。

人を裁くということは自分にはできるんだろうかっていう思いが常にあったんですけれども、私自身がその方の人生を決める判決を下していいものだろうかということは裁判中常に葛藤しておりました。でも、結論を言いますと、経験させていた

【機密性 2】

だいて大変良い出来事だったというふうに今も思っております。以上です。

【司会者】

どうもありがとうございます。それでは、二つ目の大きな項目として今日本当に皆さん方に率直なところをお伺いしたいところに入っていきたいと思います。ここでお伺いしたいところは、皆さん方が担当された事件はどの事件も争点があった、事実関係に争いがあった、こういう事件だったと思うんですね。

ただ、やはり全く白紙の状態で裁判所に来られて、最初に起訴状朗読っていう事件の中身がどんな事件なのかっていうところから始まって、一体この事件では何が問題になってるのかなというようなところに行き着くまでに、もしかしたらご苦労されたかもしれません。逆に、検察官とか弁護人の冒頭陳述が大変上手で、もう最初の段階から、この事件はここが問題なんだということがパッとお分かりになったのかもしれない。

その辺のところを、実際経験された事件ではどうだったのかというところをまずはお伺いしたいと思います。今回皆さん方が争点とされていた中身が一体いつの時点で自分の中ではっきり分かったのかといったところですね。

もう一つは、その点についての評議の際に、いかがでしょう、法廷での全部手続が終わった、論告、弁論を聞いた段階で自分の中で一つ何か結論めいたもの、意見のようなものができあがっていて、それを評議の中で話していくところから始められたのか、それとも結論というのがなかなか出なくて、評議をしていく中でむしろ自分の意見が整っていったのか、その辺のところ、その評議の様子などを差し支えない範囲でお話しいただければというふうに思っています。

そうしたら、また番号順に行きましょうか。よろしいですか、1番の方。

1番の方の事件は、判決を読ませていただくと、一番の問題になったのは先ほどちょっとご紹介しました最後の強盗殺人、この事件の時の、共謀というふうな言葉が使ってありますけど、強盗の事前共謀あるいは殺人の共謀というようなことだったようですけども、共謀というのはもともと法律用語だったりしますので、その辺

【機密性 2】

のところはどういう段階で、どんなことで理解ができたのか、その辺についての評議というのは一体どんな感じだったのかというところを少しお話しいただけますか。

【1番】

裁判の最初の時に検察と弁護人の方が冒頭陳述というのがあったんですけど、それを聞いても理解度は半分ぐらいかなというのが正直なところでした。特に弁護側の冒頭陳述の方が何か検察側と大分違うような感じがして、争点が違うような気がしてて分かんなかったんですけども、控え室に戻って裁判長の説明を受けていってその争点とかいうのが理解できてきたかなと。

証言とか証拠というのが結構出てきたところだったんですけども、先ほども言ったんですけども、証言だけだったので、そこをどう処理していった方がいいのかがかなり分からないというか、みんなで話をしながら結論に持っていったんですけども、そこは本当にどう考えようかなという気はしましたね。

少年が3人で共謀して強盗殺人を犯したと。実際に人を殺した人がいて、あとの二人は見ていたと。実際には刺してないとか殺害をしてないんですけども、その場にいた共謀罪ということで自分は関係ないとか指示はしてないとかという証言が出てきたり、もう他の二人は裁判が終わってて刑も確定してる人もいたんですけども、その方々の証言とかもあって、3人の中で今回の被告人とあとの二人の証言が大分食い違ってたというところがあったので難しいというか、その評議でも争点でも、実際に共謀があったのかないのかというところが結論を出しにくかったなという気はしています。

【司会者】

まず共謀、しかも強盗をやるっていう共謀と、それから被害者をこの際殺してしまおうっていう共謀と二つ種類があったようですね。その二つとも今回裁判になっている被告人と、もう既に刑が決まっている共犯者との間では言い分が全然食い違ってた、こういうことですよ。

【1番】

【機密性 2】

そうです。

【司会者】

強盗をやるという共謀，あるいは殺人，もう殺してしまおうという共謀が問題なんだよってというのは，今のお話でやっぱり冒頭陳述を聞いただけでは何か半分ぐらいしか分からなくて，裁判官の説明をお聞きいただいてようやくお分かりになったと，こんな感じになるんですかね。あとは，もう一つは証言がやっぱりメインだったので，結局どちらの言ってることの方が本当だろうか。

お聞きしたいのは，証拠調べがあって，論告，弁論という形で当事者からありますよね。で，いよいよ評議を始めましょうといった時に，ご自分の中で一定の結論としては，こちらの方の言ってることの方が合ってるってそうだなってというような心証っていいですか，そういうのが持ってたのか。

【1番】

それは持ちました。それは裁判をずっと見てましたので，その間で何回も自分の考え方はまとまってきましたね。

【司会者】

評議の冒頭からある程度ご自分で結論のようなものがあって。

【1番】

結論ではないですけど，結論はみんなを出すというふうに決めてたところがあると思うので，自分の考え方だけは方向性はつけられたかなと思っています。

【司会者】

やっぱり証言だけの審理っていうのはなかなか辛いというか。

【1番】

嫌でしたね。被告人であるとか被害者であるとかっていうところにどうしても感情移入しちゃう部分が出てきて，特に未成年だったので，無期懲役の判決を言い渡しているんですが，将来，仮釈放までには25年から30年かかる，その子が20歳ぐらいとして，出てきたら50歳。

【機密性 2】

強盗殺人って非常に重い罪だから罪を償って刑務所に服役することはしょうがないと思うんだけど、何も人生これからっていう時の人間がそんな長いこと服役することになっていいのかなという気はしながら、どうしてもそういう感情が入ってきちゃうんですね。入っちゃったので、何と言っていいか分からないところは結構ありました。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方々はいかがでしょうか。争点というのをどういう段階で理解できたのかっていうことと、それについての評議の様子というポイントでお伺いしたいと思うんですけれども。

今の証言だけっていうこととの対比で恐縮なんですけど、3番の方の事件っていうのは、先ほどちょっとおっしゃってましたけども、証言だけっていうよりも、もっと細かい事実とか、あるいはもう少し客観的な何か証拠があって、それをちょっと積み重ねるような、そんなところがあったっていうところでしょうかね。

まず、やはりこの事件も組長と共謀があったのかというのがどうも争点だったということなんですけども、その問題点というのは割と早い段階でお分かりになった上で臨まれたのか、その辺のところからお聞かせいただければと思います。お願いします。

【3番】

私の担当した裁判は4人の方が裁判にかけられてたんですけれども、一人が組長で、あとの3人が組員とか周辺者みたいな感じだったんですけど、冒頭陳述で全員悪いなとは思ったんですけど、専門的なことは何も知らないんで、ちゃんとここが争点だって分かったのは評議室に戻って組長の共謀共同正犯っていう、それをちゃんとホワイトボードに書いて説明してくださったときでした。あと他の3名の関わり方とかが問題だったんですけれども、証拠の中で物的証拠は何か映像がちょっとあったりしましたが、証言が主で、そこで裁判官の方に聞いたのは、小さな証拠が

【機密性 2】

幾つも集まると一つの事実になるんですって言われて、それをすごく丁寧に集めてたなってすごい思ったんですね、裁判の中で。

【司会者】

集めてたっていうのは検察官の方。

【3番】

検察官の方はすごかったです。すごく小さな、これ何に必要なんだろうみたいなことをすごく聞かれてるんですけど、後になって、あ、これだったんだっていうのが分かる。

例えば、みんな言ってることが本当かどうかやっぱり分からないんですけど、同じことを何度も聞かれると、やっぱり違うこと、嘘をついてる人は何回か目で、あれ？みたいになるんです。そういうので、ああ、証拠集めをしてるんだなと思って、すごいなと思いました。

【司会者】

評議の最初の段階でもう既に組長の共謀というのは認められそうかなっていうようなご自分の中での何か考え方というか、それはいかがでしたか。

【3番】

組長は認めてないので、それを崩すのが難しそうだなと思いました、最初は。だから証拠集めはすごく重要だったなと思って。

【司会者】

そうすると、むしろ評議の最初、これは難しいなっていうふうに思っていて、評議の中で先ほどちょっとおっしゃった、こういうふうに聞いてたのは実はこういう意味で聞いてたんだっていうことがだんだん分かってきて、みんなで相談をしてっていう感じなんではなかろうか、順序としては。

【3番】

そうですね。本当にだんだん固まっていたみたいな、最初からは固まっていなかったですね。他の3名の方は認めてらしたので量刑を考えるだけだったんですけど、

【機密性 2】

組長は認めてなかったのですが、でも、やっぱり周りの話を聞きながらみんな決めていった感じですよ。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方がいかがですかね。同じようなところで。

例えば7番の方は二人被告人がいて、一人だけ認めてなくて、先ほどおっしゃった争点としては正犯なのか幫助犯なのかっていう、これもちょっと法律的には難しいところなんですけども、要するに正犯って、もう一人の被告人と同じレベルの責任なのか、それとも単に手助けをただけなのかっていうところでどうも何か争いがあったように判決文からは読み取れるんですけども、その辺のところの問題点ってどの時点で、あ、ここが問題なんだな、こういうところが問題なんだなっていうのがお分かりになったって何かございますか。

【7番】

最初はある程度分かんなかったですね。裁判自体の展開が速かったなっていう印象で、いきなり初日に法廷に行ったりとかいろんな話を聞いたりして、あんまり分かんなかったんですけど、裁判官の方から、この裁判はこういうところ、ここがポイントなんだよっていうのを聞いて、ここが一番大事なんだっていうのが分かりましたね。

結局二人いるんで、二人の話も違うところとかあったりしたんで、それを決めるっていうのがやっぱりかなり難しかったですね。

【司会者】

やっぱり証拠としては証言だけ。

【7番】

ほぼ証言だったんで難しかったです。

【司会者】

同じことをお伺いしますけども、評議が始まった際の当初にご自分としてはこう

【機密性 2】

だなんていう何か考えが一つ頭の中にあったということはございましたか。それとも、何かやっぱりよく分からないまま評議が始まって、だんだん考えが固まっていくという。

【7番】

そうですね。評議が始まってから、だんだん考えが固まっていきました。

【司会者】

ありがとうございます。

2番の方、それから6番の方も同じように、奇しくも今回多くの方々がこういう共謀というか共犯の事件が問題になってるところなんですけれども、2番の方の事件は今お話になっていた共謀というのが問題になっていたというよりも、もう少しちょっと問題点が違ってみたいなんですけれども、その辺のところはいかがですか。どの段階でどういうふうにご理解いただけたのかっていうところをお聞かせいただけますか。

【2番】

争点は、4件の強盗についてやってしまったっていうことは被告人が認めていたので、3番の方がおっしゃってたように結局は積極的にやったかどうか、あるいは親分から脅されてやってたかとか、一緒に共謀してやった時に金庫の中のお金をどれだけ取ったのかっていう、そういう微調整で刑を決めていくというところが争いだったという印象でした。

裁判員裁判では物的証拠を弁護士さんと検事さんが出してるものと証言の中でしか判断はできない、それの中で刑を決めるっていうことで、私は被告人がどうしてその犯罪に手を染めたのか、被告人がお金に困っていたのかとか、共犯者、親分に対する感情、どういう感情を持っていたのかとか、そういうところがすごく気になって、たくさん被告人に質問しました。なので、争点はすぐに理解できました。

【司会者】

ありがとうございます。

【機密性 2】

同じく共謀が問題となったという意味では 6 番の方もやはりこれは強盗についての共謀があったかどうかというところが争点だったようですけども、いかがですかね。

【6 番】

被告人の 3 人のうちの二人はほぼ有罪だなんてある程度僕の中で思っていて、もう一人の人が仕事も真面目にしていたし、暴力振るったり蹴りを入れたとかそういうことは一つもないんですけども、例えば言葉をいろいろ発してたり、ちょっと車を出していたり、そういうのを手伝っていたりして、執行猶予を唯一付けるとしたらその人だなんていう考えがあったんですけども、最終的な判断を下す時にはやっぱり実際に手を加えていないからといって共犯していないとはいえないということを経験官の方たちからお聞きして、だんだん考えが変わってきて、結局 3 人とも執行猶予は付けずにという結果になったんですよ。

【司会者】

ありがとうございます。

今おっしゃった 3 人の中で一人だけ、そもそも一緒に強盗をするっていう相談といますか、みんな強盗するつもりでいたかどうかということについて、一人だけちょっと怪しそうな人が実際にいたと。で、ただ、それもやっぱり共謀というのがあるんですよ、暴力を振るってなくてもこういう役割をやってれば共謀があったというふうにいえるんですよっていうことは今のお話だと裁判官の方から説明があって初めてちょっと腑に落ちたという、そういう感じなんですかね。それとも、論告とか弁論の中でそういったことというのは、何か弁護士がこう言った、あるいは検事がこう言ったという何か印象に残ってることってありますか。

【6 番】

僕の中でもうちょっと検察官の方ががんばって証拠をつかんで何か意見を言ってくれるとありがたかったんですけど、僕の中では質問と事実確認しかしてないなっていう感覚があったんですね。だから、それがすごくちょっと残念だなと思えると

【機密性 2】

ころがありました。

あとは、事件当日もその人が運転をしてきて、みんなを乗せて現場に連れていったという経緯があり、その人がどの時点で共犯っていう形になったかっていうところが多分最大の争点だったのですが、もともと被害者も被告人との仲間であったり、中には仲間じゃなくても顔見知りであったりした関係があったので、本当に複雑だったんですよね。

だから、一番最初に法廷に入る時に、事件の内容をある程度知ってから法廷に入るのかなって個人的には思っていたんですが、実際は何も知らされずに法廷に入っていくって、資料はあったものの少しずつ知っていくってということがあったんですけど、すごく登場人物もいっぱい出てきたし、場所もいっぱい出てきたし、事件も一つだけじゃなかったんで、自分の中で時系列を整理するのが難しかったです。

特に家に資料を持ち帰って読むこともできなかったんで、僕の中ではもうちょっとある程度のところで読み込ませてもらって、細かい内容を把握した中でやっていけたらもうちょっと整理して判断できたかなって感覚がありました。すごく難しかったと。

【司会者】

ありがとうございます。

今ずっとお伺いしてきた、複数の人間が関与してる事件っていうのに今回参加された方が今ずっとお話を伺ってきた方々なんですけども、やっぱり登場人物の把握であるとか、その関係性の把握とか、事件が起こるまでの経過というか経緯というか、そういうのがやっぱり法廷入って緊張の中で始っても、なかなかすぐには頭に残っていかない、理解できないってところはやっぱりどの事件でも難しかったところなのかなとちょっと伺ってて思いました。

それに対してということであれなんですけども、5番の方の事件と、それから8番の方の事件は、共通するところは精神状態というところが少し問題になっている被告人だったと思うんですけれども、5番の方にお伺いしたいと思います。今回の

【機密性 2】

この事件の問題点、争点みたいなところをどういったところできちんと把握できたというご記憶か、また、それについて評議がどんな具合だったのかお聞かせいただけますか。お願いします。

【5番】

争点としては、本人は殺人をしてることは認めてはいたんですけど、精神障害者ってということで責任能力がその人にあるのかないのかっていう争点で、弁護士側からはその人は精神障害が重いからそういう突発的な行動でしてしまったという主張で、検察側は軽度だから本人はそういう殺人をする意思がちゃんとあったんだという、精神障害の程度をいろいろ考えさせる内容だったかなと思っています。

この人は中等度だって思う弁護士側の医師の視点と軽度だって思う検察側の医師の視点があって、それぞれの視点で聞くと、あ、そうだなって思うけども、いろいろなところを考えると、うーんと思うところもあって、やはり精神障害があるけども、本人としては殺したのは認めるけど、殺すような環境を作った施設が悪いんだっていうところをすごく言って、なので弁護士側からも殺そうとする視点を作った施設側の問題点がいろいろ出てきて、そういうのを聞くと同情の余地も出てはきたんですけど、やっぱり本人としては事前に前の日にちゃんと殺すための道具を作っていたり、同室の人に自分が殺人をしようと思ってるって計画を話したりっていうところもあって、中等度か軽度かっていうところで責任能力の程度を見るっていうところはちょっと難しかったかな。

自閉症とは何かみたいな、知的障害とは何かってところから、知的障害にはこういう症状があるから本人のこの行動は知的障害のための行動なんだよ、だから本人の意思じゃないんだよって言われると、あ、そうなのかなって思ったり、だからそこから辺が本人の意思でやってるのか病気のせいなのかっていうところがやはり何か難しかった。そこがやっぱり評議の中の視点ではいろいろと意見があったのかなとは思います。

【司会者】

【機密性 2】

ありがとうございます。

殺人を犯した時の被告人の精神状態をどう評価したらいいのかっていうところで、しかも精神障害があって、それをどう評価したらいいのかっていうところで大変難しいところだと思うんですけども、軽度だと言っているお医者さんと、それからもう少し程度が悪いんだと言っている、結局精神科医の二人の方の証人尋問を行ったということだったようですね。

その尋問を通じてこちらのお医者さんの言ってることの方が確かだとか、そのようなことっていうのは証人尋問を聞いてる中でお考えの方っていうのは固まる、あるいは判断できるというようなものだったのでしょうか。あるいは、やっぱり論告、弁論っていうのを聞いて、あ、そうだなっていうふうに評議の冒頭の際に思われたのか、やっぱり評議してみないと全然自分としての考え方の方向性というのはなかなか固まらなかったのか、その辺はいかがですか。

【5番】

軽度だって説明する精神科医の先生は直接本人と何度も面会というか会って、会った上でのそういう軽度だっていう認識での説明だったので、中等度だって言ってる先生は、直接は本人と確かしゃべってなかったと思うんですよ。だから、いろいろ証拠っていうか状況証拠とかで自分の医学的などころでいうとこの人の程度は中等度だっていう話での説明で、軽度だっていう医師は本人とも逮捕されてから何回も面接をして、軽度だと認定していたので、やっぱり直接本人としゃべってる先生の方が何か話的にはそっちの方かなというふうには思ったんですね。

直接会ってないと、やっぱり状況証拠だけでいうと私たちもそう思うけど、直接会ってみるとやっぱり違うことってあるのかなって。だから、中等度だって言ってる先生が本人と面接をしてたらもしかしたら違ったのかなっていうのは思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

8番の方の事件もやっぱり精神障害が少し問題になってはいましたけども、ただ、

【機密性 2】

事件の争点としてはちょっと違ったところが争点だったというふうに私自身も記憶してるんですけども、この事件の問題点はどこかっていうことについて、どうでしょう、どの時点でご自分の中で理解できたというか、その辺りいかがですか。

【8番】

検察側の方ではベッドと押し入れの2箇所には放火したんじゃないのかって言うことに対して、被告人はベッドの1箇所しか火をつけていないっていうことだったと記憶してまして、それで、被告人が精神的に疾患を持っていたので、その証言をどこまで信じて審議を進めていったらいいのかっていうのがとても難しかったです。

もし健康な人だったら嘘でしょってすぐ思ったんですけど、本当は2箇所つけたんでしょって思ったんですけども、ちょっと高齢でもあったし、高齢者であるということと精神疾患、障害者であるっていうことを考えた上で判断しなければいけなかったんで、本当に1箇所しか火をつけてなかったって思い込んでるのか、それとも嘘を隠して2箇所火をつけたのに1箇所しかつけてないって言うてるのか見極められなかった。

法廷で本人の証言を聞いていてもちょっと分からなくて、精神障害者というふうには聞いてあったんですけども、精神的にしっかりしてる場所もあったので、その辺の兼ね合いっていうのが本当はどうなんだろうっていうのを審議が終わるまでずっと考えていました。皆さんのご意見を聞くと、あ、そうだなと思うし、自分が思っていたけれども皆さんの意見を聞くと違くなって思ったり、すごく最後の最後まで迷ってました。

【司会者】

ありがとうございます。

被告人自身が精神障害を持ってる人だと、その人の言っている話の中身っていうのを信用できるかどうかって評価するのが難しいというのはおっしゃるとおりだと思います。今回の事件のもともとの問題点は被告人が火をつけた箇所が1箇所だ

【機密性 2】

けなのか、それとも他の箇所にもつけたのかって、こういうことだったですね。

先ほどのお話ですと、被告人の話を聞くのとは別に2箇所つけたんじゃないかっていうことが何となく証拠上はお分かりになったっていうところによかったですか。

【8番】

そうです。

【司会者】

それは検察官の立証なり、あるいは論告っていうのが説得力があったっていうことですか。

【8番】

そうですね、はい。そのとおりです。

【司会者】

ありがとうございます。

一通り今回皆さん方が取り組まれた問題点、争点というものと、それからその時の評議の様子っていうのをお聞きしたところになりますけれども、いかがですかね。何人かの方からは冒頭陳述だけではなくて、やっぱり評議室に戻ってきて裁判官からいろいろ説明を聞いて初めて争点というところがはっきりしたっていうような趣旨のご発言があったかと思うんですけども、当事者の活動をされておられる検察官あるいは弁護士の方から何かこの点についてご質問とかご関心事項ございますか。

【池田検察官】

検事の池田と申します。今、検察官としてもすごく悩ましいなというふうに感じているところが、裁判員に選任される皆様がすぐ審理に向かう中で争点、争いがあるところについてどういう言葉を用いれば法律的な専門用語とか難しい言葉じゃなくて皆様にとって検察官の主張、そして弁護人の主張っていうのがすんなり分かっていただけるかなっていうところは、裁判員裁判になる前に公判前整理手続というところで裁判官、検察官、弁護人の三者でどういうふうな争点を絞っていくかという打合せを事件によっては1年ぐらいかけてやるものもあるんですけども、そこ

【機密性 2】

でどう争点を設定すればいいかっていうことと争点を設定した上で冒頭陳述の段階で裁判員の皆様に検察官の主張をどうすれば分かっていただけるかっていうのは日々苦心しているところであります。

何か今この場ですぐ解決策とかそういうものがあるわけではないんですけども、やはり事件の筋、証拠の羅針盤、そういうものを丁寧に検察官としては示していくしかないのかなというふうに感じております。

あとは細かすぎる内容まで踏み込んでしまうと皆様の集中力というのがなかなか続きにくいところだと思いますので、事件の大枠、大筋っていうものを検察官とかは示して、検察官のストーリーっていうものを示せる事件については示していきたいというふうに感じて個人的には執務にあたっております。ちょっととりとめの話になってしまいましたけど、以上です。

【司会者】

他の方はいかがですか。何かこの際お聞きになりたいこと、ございますか。

【佐藤弁護士】

それでは、弁護士の佐藤の方からお尋ねさせていただければと思います。

今、皆様のご意見、ものすごく貴重なご意見かなと思って興味深く聞いておりました。検察官、それから弁護人の順番で冒頭陳述をされると思うんですけども、それを聞いた時にやはりちょっと争点が50%とおっしゃった方もいらっしゃいましたし、ちょっとよく分からなかったけれども評議室に入ってから裁判官の説明を聞いて、それで分かったというふうなおっしゃり方をした方もいらっしゃったと思うんですね。

その原因というのがどういうところにあるのかなというのは弁護人としてはちょっと興味がありまして、例えば検察官の冒頭陳述が終わった段階では、あ、この事件こういう事件でここが争点、審理のポイントなんだっていうのが分かったにもかかわらず、その後、弁護人の側からストーリーが展開されて弁護人の方で主張がなされた時に、途端にというかですね、それで、あれ、この事件どういうことなん

【機密性 2】

だろうって分からなくなってしまうとか、そういうことが原因であれば、私たちもそれはやっぱり反省というか、改善する余地があるのかなと思っておりますし、そもそも法律的な用語として難しいから、それがどういうことなのかがよく分からなくて評議室に戻って裁判官から説明を受けて、それでそういうことかと分かったのかと、何か今回経験されて冒頭陳述が終わった中で争点がちょっと見えづらかった理由をご自身なりに何かお話できる方がいらっしゃったらお伺いできればと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

【司会者】

中にはすごく30分、40分かけて冒頭陳述をされてる事件とか、あるいは被告人が複数いるので弁護人がそれぞれの被告人ごとに冒頭陳述をやるものですから、今弁護士がおっしゃったみたいに、検察官の方のストーリーは一緒なんだけれども、その後、被告人ごとに何か違った冒頭陳述がされて、それがかえって理解の混乱になったかなってというようなこともあるかもしれませんが、ご自分の事件の冒頭陳述を振り返ってみていかがですか。どなたかご意見いただける方いらっしゃいますか。自分の事件ではっていうことで結構ですけど。

特に発言はなさそうですかね。では、ついでにというわけじゃありませんけど、今冒頭陳述のことを思い返していただいたんですけども、プラスして論告、弁論の方も振り返っていただいているかと思えますけども、いかがでしょうか。自分の事件ではこの冒頭陳述がすごく印象に残ってるとか、あるいはこの論告、この弁論がすごく良くて印象に残ってるとか、何かそんなざっくりとした感想でも結構ですけども、何か今も覚えておられるところがあればお聞かせいただければと思いますけど、論告、弁論も含めてということではいかがでしょうか。

これも大きな事件で論告、弁論をすごく時間をかけて、あるいはメモの紙もものすごく大部な論告だったりってということもどうもあるみたいなんですけど、それが良かったのか悪かったのかというようなところ、何かご感想いただけるとありがたいところですが、いかがですか。

【機密性2】

【2番】

すみません。質問なんですけど、そもそも争点というものはどれぐらいの時点で理解していなければならないものですか。冒頭陳述が終わった時点で裁判員、素人の、その人たち全員が争点は理解していなければならないものなんでしょうか。

【司会者】

ならないっていうよりも理解をしてもらいたいっていうのが、我々裁判をやっている側からするとそれが望ましい姿かなっていうふうに思ってるんですね。

というのも、その後、結局証拠調べ、証言を聞く、あるいは証拠を見るっていう段階になるわけですけど、その時に漫然と何も意識しないで証言を聞いたり、あるいは証拠を見るっていうのと、この事件ではここが問題なんだ、自分はここを考えなきゃいけないんだっていう頭があってそういう証言を聞いたり証拠を見るのでは多分全然その受け取り方が違うんだろうというふうに思ってるんですね。

ですので、手続の一番最初、時期的に言えば証拠調べ手続、証言を聞く、証拠を見るっていう前の段階で、一体この事件はどんな点が問題になってるのかっていうことをきちんと理解していただいた上で臨んでいただくのが望ましいだろうというふうに恐らく法曹三者の誰もが考えているところなんですね。

【2番】

ありがとうございます。そのとおりなんだと思います。冒頭陳述で私は理解できました。

まず、裁判員裁判に初めての参加だったので1日目は緊張の連続で、法廷ってこんな感じなんだとか、あと検察官の方と弁護人の方の資料を読み込むのにまず必死ということと、法廷のモニターに映る映像とか画像とかは評議する部屋では見られないので、それを意識させるのに集中するとか、やっぱりいろんなことをすごく理解しなければならないことがあるので、争点、争いをまずばっちり理解するぞっていうのは事件によってですけども、難易度が高いのかなっていうふうに思いました。

【機密性 2】

私の担当した事件は、内容を裁判官の方が親切、丁寧に教えてくださったので、私は個人的には特に難しい部分はなかったです。以上です。

【司会者】

ありがとうございます。争点を理解するよりも、もっと最初法廷に入る時の緊張感であるとか、あるいは今まで経験してないことを法廷で経験するっていうことの、そっちの方への気の取られ方の方がやっぱり裁判員の方にとっては大きいだろうというところなんですかね。

他の方々いかがですかね。どうぞ、6番の方。

【6番】

自分の感じたことを言いますと、法廷に入ってる間はやっぱり集中して何かあるとメモを取るじゃないですか。やっぱりメモを取ってる間に進んじゃってるので、やっぱり自分の中で抜けてるところも結構多々ありまして、評議に入ってから別の裁判員の方が意見を言ってくくださったことで、あ、そうだったのかとか、例えば分かってても浅くしか分かってないところが蘇ってきたり、自分の聞いてないところがそこで出てきて、だんだんパズルが繋がっていったので、そういうことが分かった後にもう一度何か法廷で質問してみたいなと思いました。ただ、その頃にはもう質問の機会がなくなっているんで、そういうことがもうちょっとできると民間から選んだ裁判員制度っていうことがもうちょっとプロだけでないところの素人のいろいろ聞きたいところがはっきりして、もうちょっと結果を出すことに対してすごく重要になるんじゃないかなっていうのは感じた次第です。

【司会者】

ありがとうございます。

今のお話、評議に入ってから改めて証言というか証拠の中身について、あ、そうだったのかということが分かるものがあったり、そうすると、今度は、あ、こういうことを聞いておけばよかったなっていう部分が出てくるっていうのが非常に多かったと、こういうことでしょうかね。

【機密性 2】

【6 番】

概要しか知らないと質問できる言葉が限られちゃって、それ以上は言えないっていうんですかね、聞けないっていうんですかね。

【司会者】

その辺りのところっていうのは実は次のテーマとして、審理の中身として何か分かりにくかった、これ何のためにやってる証拠調べだったのかっていうのが分からなかったような、そういうものはありませんでしたか、あるいは何か検察官あるいは弁護人の方で不足している部分はなかったでしょうかっていうところをお伺いしたいと思います。1 番さんから、その点で何かお気づきの点があれば。

【1 番】

審理してる時にずっと感じてたんですけど、時間をちょっと詰めすぎというか、もう少し自分一人で考える時間というのは欲しかったなというような、要は自分で噛み砕いていないのに意見を言い合っちゃってる状態、聞いちゃってる状態があったので、一つ一つのことに対して咀嚼ができてなかったという気はしています。

裁判で証人が出たりとか、冒頭陳述も含めて弁護側が、それから検察側もいろいろ意見があって、聞いて、それを自分の中で吸収できてないまま審理に行っちゃってるっていう時間、あとメモを持って帰れなかったじゃないですか。自分の中でそれを読み切れてない部分というのがあって、あれ、本当はどうだったんだっけなとか、どういうことだったかなとかっていう考える時間がなく、証人に対して質問をしたことに対してどう答えたかとかっていうのを思い浮かべるまで時間がかかるというのがあったので、その時間が欲しかったなという気はしています。

【司会者】

進め方として、例えば証人を誰か一人調べた、あるいは調べている時に、この人はこういう証言をしてるんだ、こういうところが大事なんだ、するとこういう点が足りないねとか、こういう点はもう少し聞きましょうとか、そういったところにもう少し時間を取ればっていう、一つ一つの証拠の理解も深まったんじゃないか

【機密性 2】

と、こういうことでしょうかね。

もう1点ちょっとおっしゃった、冒頭陳述も今回1番さんの事件の、例えば検察官の冒頭陳述って3人のやり取りがすごく事細かに冒頭陳述から書いてあるじゃないですか。こういうものが最初にバーンと出てきて、どんな印象というか感想を持たれましたか。

【1番】

非常にそれは分かりやすくてよかったですと思います。ただ、今度弁護側が冒頭陳述しますよね。弁護側と検察側で対比してないような気がしちゃったんですよ。だから余計こんがらがっちゃった。検察側はこう言ってる、1個1個積み重ねてあったんだけど、それに対して弁護側の冒頭陳述が対比するところが見つからないというか分かりにくかったので、結構考えてしまいました。そういうのも1回1回持ち帰るっていう言い方はおかしいんでしょうけど、考える時間が欲しかったなっていう気はしてます。

【司会者】

ありがとうございます。

2番の方はいかがですか。審理の中身自体について過不足という点ですけども。

【2番】

特にありません。時間も内容もちょうどよかったですと思います。

一緒に裁判員裁判やってらっしゃったメンバーもバランスが取れていたというか、皆さんそれぞれ違う視点で違うところで指摘してくださって、やっぱり法廷で話すことって証人とかはメモを取って記録するしかないの、聞き逃したところとかお互いのを言い合って、ああ、あれはこう言ってたよね、こう言ってたよねっていうふうにフォローし合えたので、私個人としては特に過不足なく終われたと思いますが、個人的に審議が終わった後に、あ、これも質問すればよかったなっていう点が出てきましたけれども。以上です。

【司会者】

【機密性 2】

この事件も検察官と弁護人の冒頭陳述を比べると、1番さんの感想と同じで各事件についての登場人物が割と多くて、誰がどういうふうに関与したのかどうかっていう図示されてるんですけど、検察官の図示の仕方と弁護人の図示の仕方が若干何か違う感じがして、これは混乱にはならなかったですか。どうでしょう。

【2番】

はい。対照的だと私も思いました。この検察官の方のやり方、書式というか文章がずらっとこうで、検察官の方の言い回しというか冒頭陳述とかも見る感じ情熱的だったんですね、すごく。言い回し、狂言師のような。何て言えばいいんですかね。ドラマみたいな感じで。で、弁護士さんの方はパワーポイントみたいなのでサクサクと図も踏まえてソフトな感じっていう割と対照的なタイプというかプレゼンというか、そういう感じだったので。でもその方が、メリハリがついて見やすかったかなというふうには個人的には思いましたけど。

【司会者】

特に混乱することは。

【2番】

どっちが悪いとかどっちがいいとかっていうのは全くありませんので。勉強になりました。

【司会者】

ありがとうございます。

じゃあ、3番の方いかがですか。審理の中身についての過不足っていうところを加えてご感想をいただければと思うんですけど。

【3番】

私が担当した事件が暴力団の事件だったので、裁判員の方は皆さんちょっと怯えて質問できなかつたです。本当質問できなくて、してくださいって言われたんですけど誰も手を挙げなくて、結局裁判員も評議室で質問を言って、それを裁判官の人が聞いてくれるみたいな図式にはほぼなっていて、傍聴席にも暴力団の人がいっぱい

【機密性 2】

いたので、その圧をすごく感じたんですけど、でも、検察官の方の資料はものすごく見やすかったです。カラーで、素人が見ても言いたいことも分かったし。

弁護士の方が多分書面だけで、図とかなくて、その点は、検察官の人の方が上手だったなど、素人が見ても分かりやすく自分たちの言いたいことを書いてくれてたなど思いました。

審議の時間はたっぷりあったと思います。評議の時間もあったと思います。なので、私は考える時間はあったので、納得いく結論が出たと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

5番の方いかがですか。審理の中身を含めて。

【5番】

特に審理の中身っていうか時間の配分とかも問題なかったかなと思いました。終わった後ちょっと休廷して控室に戻った時に、さっきこういうこと言ってたんだよねみたいな感じで裁判員の人たちとちょっと分からなかったところを情報共有しながら、席を離れることで少し頭を整理して、意見交換ができたので、整理はできたかなと思えます。

【司会者】

問題点が被告人の精神状態という時に、審理の中身を見せていただくと、施設の職員の人を結局4人ぐらい証人尋問してるんですかね。これらの人の尋問というのは、特に何かこの証人の方いらなかったんじゃないかとか、尋問してる意味が理解しにくかったとか、そういう点は特になかったですか。

【5番】

確かに施設の職員の方は多かったんですけども、本人としては自分が殺したことは認めるけど、施設の人の対応が悪かったからこういう状態になってしまったんだっていうふうに本人が言ってるので、じゃあ施設での本人の様子っていうのを多分弁護人側とかこういうふうな対応をしてたんだよっていうのをいろいろ説明する、

【機密性 2】

多いかなとは思いますが、必要だったかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

6番の方いかがですか。審理の中身という点なんですけども。

【6番】

先ほどもちょっと言ったんですけど、やっぱり素人で初めて参加する者からすると、例えば検察側の方が質問と事実確認、事実確認もすごく大事なことだとは思いますが、もうちょっと視点を変えた質問とか、何かそういうのがあってよかったんじゃないかってすごく思って、いつも本当に純粹に質問と事実確認しかしてないなって感覚が僕の中にはあったので、もうこれ以上聞いても、いや、知りませんとかって言われたらもうそれ以上は何も答えないのが裁判なんだなっていろいろ分かってきて、だけど、それからすると僕でも言えるような言葉じゃないかなってことを感じて、プロとしてもうちょっと何かポイントあるところに行ってみるとか調べてみるとか、そういうことってもっとしてくれないものなのかなっていうのは思っていましたね。

【司会者】

少し立証というか証拠の中身について不足感というか、そんな感じが何かもやもやと残ってるというお話ですかね。

【6番】

例えば事件で使われた車があったんですけども、チャイルドロックをしたか、しないかとか、そういう問題もあって、そうするとどちら側から入ってどう出たとか、そういう問題にもいろいろ関わってくるので、それが確か被告人の中では壊れてたみたいな発言もあったんですけども、それが本当に壊れてたかどうかということが分からないわけですよ。

例えばその車が本当に処分されてもう粉々になってるんだったら分からないですけど、それがちゃんとそういうところまで、今その車がどこにあってどうなってる

【機密性 2】

かって調べてくれたのか、そういうことも僕たちには分からなかったもので、何かそういうところをもうちょっとやってほしかった。調べて分からないところもあると思うんですけど、そういうことが全然僕たちにはどこまで調べたかっていうこと自体分からないので、ちょっとそういうところは感じました。

【司会者】

ありがとうございます。

たまにそういう疑問をお聞きすることあると思うんですけども、要するにこれだけの証拠が出てない理由は何なんだろうかっていうことですよ。捜査をしてみたけどもそういう証拠がないということだったのか、あるいはそういう点に着目して捜査すらされてなかったのか、だから証拠になってないのか、そこは審理する我々の側からでは分からない部分があるという、そういうところでしょうかね。ありがとうございます。

7番の方お願いします。いかがですか。今回の事件、審理の中身なんかはどうだったのかという点ですけど。

【7番】

特に問題はなかったって思います。裁判員の方とも裁判官の方ともちゃんと情報共有できてたかなと思うんで、特にはないです。

【司会者】

やっぱり冒頭陳述とか見せていただくと、最初からすごく細かい経緯、この時点でこういうことがあってっていうようなことが冒頭陳述で載っかってるようなんですけども、ある程度多分時間をかけた冒頭陳述だったと思うんですが、その辺のところはいかがですか。すっと頭に入ってきて分かりやすかったか、あるいはちょっと長すぎた、あるいは細かすぎてすぐには理解が難しかった、そんな何か印象というか感想ありますか。

【7番】

ちょっと長かったなという印象はあって、すっとは理解できなかつたんですけど、

【機密性 2】

その後みんなで話し合っ、これはこういうことだったんだなっていうのはだんだん分かってきました。

【司会者】

ありがとうございます。

8番の方いかがですか。

【8番】

検察官の方も弁護人の方もとても分かりやすい説明、冒頭陳述だったと思います。素人というか初めて裁判を経験する者でも裁判の内容が分かりました。

ただ、それを聞いても自分の考えがまとまらないというか、事実こういうことがあって、こういうことで、こういうことについて判決を出すんだっていうのは分かるんですけども、自分の考えが、同じこと言ってるんですけど、自信のなさもあったり、本当にこれ言っているんだらうかっていう迷いもあったりして、うまくまとまらなかったんですけども、評議室に戻って皆さんのいろんな御意見を聞くとちょっとまとまってきたというか、あ、そうだよな、こうだよなと思って、結果的に自分の考えを最終的にこうした方がいいっていうふうにまとめることができました。

あと、時間なんですけど、メモは取ったんですけども持ち帰れないということで、家に帰って考えたんだけど、あれどうだったかっていうのはすごくあったんですけど、あれをもし家に持ち帰って考えてしまうと精神的に参ってしまうなと思って、すごくぐっと入り込んで考えてしまうので、切り替えができなかったような気がするんです。

なので、私は持ち帰らなくてよかったなって思っています。その場で集中して考えることができ、生活にも支障がない程度で終わったのでよかったなと思います。もし家に帰っていろいろ考えたりしたら、ちょっと偏った意見、考えになってしまったかな、例えば被告人に対して精神疾患があったので被告人に偏った、かわいそうっていう気持ちで公平な考えができなかったんじゃないかなと思いました。

あと、二日目に証人尋問の社会福祉士の方が急に欠席されて、その方のお話を聞

【機密性2】

いてたらどうなったのかなっていうのは今でもちょっと疑問に残っています。

あと、証拠なんですけども、放火したライターの写真はあったんですけども、ライターが実際に置かれてあった、発見された時の写真があったらもっとよかったなとも思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

今ずっとお伺いして、法廷は当然そこで証拠調べの場ということになるわけですけども、その証拠調べの中身を理解するためには法廷と法廷の合間の評議室なり、あるいは法廷から評議室に帰ってくるまでの間の裁判員の方々あるいは裁判官も含めて評議体の中でのコミュニケーションというか、やり取りというのも、そういう時間というのも大事なんだなというのがすごくよく分かりました。

ただ、今ご承知のとおりコロナ禍にありますので、なかなかざっくばらんに雑談のようなことをするっていう機会が少なくなってるっていうところはあるんですけども、そういう時間が大事だなっていうのは非常に思ったところですね。

時間の方が大分迫ってきていますので、どうですかね。両裁判官あるいは検察官あるいは弁護士さんの方から何かお聞きになりたい点がありましたらどうぞ遠慮なくお願いしたいと思うんですけども。

【古家弁護士】

弁護士の古家から質問させていただきます。

今の佐々木裁判官からもおっしゃったとおり、いろいろ休廷中のお話というのが考えを整理するのに重要なんだなと思ったりしました。同時に、メモを持ち帰りた、あるいは持ち帰らなくてもよかったんじゃないかみたいな話もあつたりしたんですが、よく裁判員裁判では冒頭陳述でペーパーを配って、証拠調べでは何か枠だけあるような紙が配られて、それぞれメモしてくださいみたいな話になって、論告、弁論でもそれぞれペーパーが配られるみたいな形でやったんじゃないか、やった件が多いんじゃないかなと思ったりするんですけども、それぞれそのメモというの

【機密性 2】

はどれぐらい自分の整理をする中だったり、あるいは裁判員同士でちょっと話してみたりするタイミングだったりで見返したり使ったりしたのかなっていうのを伺えればと思います。どれを一番使ったのかっていうことも含めて。

【司会者】

今回の事件はどれもこれも冒頭陳述も論告、弁論もすごく詳細なペーパーを多分皆さんお手元に持ってたと思うんですね。じゃあ、評議の際にベースになってる、ちょっと言い方に語弊があるかもしれませんが、一番出来の良かったものっていうのがあったのかどうかって言うところですかね。

もう1点は法廷でメモを取るんだっていうふうなお話を何人かの方がしていらっしやいましたけど、そのための紙が配られてる点があるのかと思うんですけども、そういうものはすごく役立ったのかどうか、そんなところでしょうかね。

いかがですか。どなたからでも結構ですけど。

あえて聞いてみましょうか。冒頭陳述ありますよね。それから、論告、弁論ありますよね。まず、この二つで、ご自分の感想で結構ですけども、これがすごく役立ったというか、これをベースに考えたり、あるいは評議に臨んでたんだっていうふうなところをちょっとお伺いしましょうか。検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述、検察官の論告、それから弁護人の弁論、この4種類あるかと思うんですけどね。

じゃあ、どれか一つ決めていただくと、自分の事件の中でこれが一番すごく使い勝手が良かった、理解しやすかったっていうので結構ですけども、何か一つ決めていただけますか。それで、今からちょっとお伺いしますので、順番に挙手をお願いできますか。

じゃあ、まず検察官の冒頭陳述だという方、いかがですか。4名の方。ありがとうございます。

弁護人の冒頭陳述っていう方はいらっしやいますか。いらっしやらない。

検察官の論告。お一人。

弁護人の弁論、1名の方、という感じですかね。

【機密性 2】

あと、法廷で配られる証人尋問の際のメモの類ですね。あれについては何か御感想はございますか。どうぞ、8番の方。

【8番】

初めてのことだったのですごく必死でメモをしたんですけども、メモをしないでもうちょっと集中して聞いていればよかったなと思います。あまり自分がメモしたものを振り返って見る時間もなかったんですけど、評議室に入った時に皆さんの意見を聞いてて、あ、こう言ってたなっていう確認はできたんですけども、それよりももっと集中して、メモすることに気を取られないでお話を聞いていればよかったなというふうに今は思っています。

【司会者】

すると、メモ用に配られたものっていうのが、どちらかというとそれでこれをメモ取ってくださいっていう意味で受け取られるとすると、何かそっちの方に気が行ってしまうという意味では良くないということになるのかもしれないですね。

【8番】

結構分厚かったですね、渡された用紙も。メモする範囲も広がったです。結構いろいろ書き込みができるなと思って。

【司会者】

分かりました。検察官の方もよろしいですか。

【大友検察官】

1点だけ。

【司会者】

どうぞ。

【大友検察官】

検察官の大友です。裁判員裁判ではパワーポイントを使って報告書とかを説明して皆さんに分かっていただこうと思っているんですけども、その中でどうしてもこれはすごく分かりにくかったとかいう証拠で印象に残ってるようなものがある

【機密性 2】

方がいれば、パワーポイントで流れているけども何かよく内容が分からなかったなとか伝わらなかったっていうので印象に残ってる方がいれば教えていただきたい。

【司会者】

検察官の証拠っていうのは多分どの事件でもパワーポイントに全部落としてやってたと思うんですけども、これはちょっと理解しにくかったなっていう何か印象に残ってる証拠ありますか。具体的な証拠で多分結構かと思います。

今回の事件ではどうもなさそうな感じですかね。きちんと立証されておられる。

【大槻裁判官】

裁判官の大槻ですけれども、先ほど尋問の話もちらっとどこかで出てたんじゃないかなと思うんですけども、尋問の意図が分かりにくいというようなことって結構実際担当してると話をちらっと聞くこともあるんですけども、皆様が担当された事件で争点との関係で尋問、何でこれを聞いているのか分かりにくかったと、後で分かったけれども当時は分からなかったということでももちろん結構ですけれども、そういった例がありますかという質問をさせていただければなと思っております。

【司会者】

いかがですか。この証人にどうしてこういうことを聞いているのか、聞いている時はよく分からなかった、そんな感想をお持ちの方いらっしゃいますか。

いなさそうですね。今回はじゃあ尋問の方も的確にされていたということなのかな、ありがとうございます。

では、最後に少し、今後裁判員あるいは補充裁判員になられる方々へ何かメッセージのようなものを一言ずつこれもいただければというふうに思いますのでよろしくをお願いします。じゃあ、最後も1番さんから順番にお一言ずつお願いできますか。お願いします。

【1番】

特にはないんですけども、疲れますよということと、それなりの覚悟がいるなというのが終わった後ありますね。そこだけですね。自分たちが出した結論に対して

【機密性 2】

責任というのではないと思うんですけども、そんなにね。

でも、出しちゃったというその行為というのがあって、自分の中で違う裁判も気になってきて、社会の中でいろいろ地方でもあったりする裁判の記録とか見たりすると、何でこっちのがこんだけの量刑なんだろうということを考えちゃう時がこの1年間あったので、それなりの覚悟が何か必要なのかなという気がしました。以上です。

【司会者】

ありがとうございます。

【2番】

裁判員になられる方々は皆さんやられた方が今後の人生の糧になるかと思います。経験させていただいてどうもありがとうございました。

先ほど私が裁判した事件、控訴されたかどうかという結果を聞いて、控訴されたらしくて、被告人にとって裁判員裁判って重荷だったのかなとか、ちょっと今そういう思い、どうだったのかなっていう思いが今出てきています。被告人というか、受ける側の意見も何か聞けたらいいなとは思っています。以上です。

【司会者】

ありがとうございます。

じゃあ、3番さんお願いします。

【3番】

私も選ばれたら是非がんばってもらいたい派なんですけど、やっぱりいい社会を作っていくために、悪いことをしてしまった人の罪をどうやったらいい方に持っていけるかっていうのを決めるのに一般の人の意見も聞くっていうのはすごく大切なのかなって思いました。是非やってもらいたいと。以上です。

【司会者】

ありがとうございます。

じゃあ、5番さんお願いいたします。

【機密性 2】

【5番】

私は日常的に仕事をしてるので、最終的には仕事の調整もできたけども、裁判員のこれをして職場に戻って仕事をしてっていうのをずっとやってたんですよ。休みなくずっとやってたので、4時に終わるけど、その後職場に戻って仕事をして、また翌日来てみたいなのを半月ぐらいやってたから結構身体的にはしんどかったです。

実際にやってみたら裁判員自体はものすごく勉強にもなったので、やってよかったなと思います。ただ、ちょっと日常的なところでの両立が難しかったなっていう点では認知度っていうか、職場にもいなかったんですよ、まだ選ばれた人が。

なので、2000人ぐらいの大きい組織だったんですけど実際にいなかったの、私が初めてだったからどういうふうに扱っていいか分からなかったし、どういうふうに応援していいか分からなかったしっていうのもあったし、認知度がちょっと低いんじゃないかなと思って、そこら辺でいうとテレビでもたまには裁判員裁判ってことは出るけど、裁判員についてのドキュメントじゃないけど、何かそういうのってニュースで見る裁判の話だけでしか裁判員という言葉が聞かないので、認知度が低いがために何か当たっちゃったねみたいな感じになっちゃって、実際にやったらやっただすごく勉強にはなったので参加してよかったなと思うし、認知度もちょっと上げていただけると職場から断ってこいなんて言われずに行ってこいよみたいな感じで言われると、私たちもじゃあ行ってきますみたいな感じで行けるのでよかったかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

じゃあ、6番さんお願いします。

【6番】

僕も裁判をちょっとやってみて、物事をもっと深く考えなきゃいけないし、もっと一部じゃなくて全体を見ていろいろ物事を考えなくちゃいけないってことはす

【機密性 2】

ごく終わって感じる事だったので、是非やってほしいなっていう思いがありますし、あと実際に選ばれた方には、いくら悪いことをしたとしてもその人の人生や家族の人生も変えてしまうっていうところもあるので、やっぱり責任感を持ってやっていただけたらなと感じました。以上です。

【司会者】

ありがとうございます。

7番さんお願いします。

【7番】

最初は選ばれた時かなり不安でしたが、実際にやってみて貴重な経験ができたんで、今後選ばれる方は是非やってほしいなと思います。

最初、何か的外れなこと言ったら恥ずかしいなとかも思ったりしたんですけど、それも裁判官の方が一つの意見としてしっかりまとめてくれてたので、何でもどんどん発言してほしいなと思います。以上です。

【司会者】

ありがとうございます。

じゃあ、8番の方どうぞ。

【8番】

判決に対して十分納得ができるものであったということと、その後控訴されてないっていうことを踏まえての言葉になると思うんですけども、ほとんどの方が自信がなくて不安に思うかもしれないんですけども、一人で決めるわけではなくて裁判官、裁判員、補充裁判員とチームで進めていくので、分からないことは相談できるところもあったので、もしなっただ方は安心してもらいたいと私は今思っています。裁判を通して、こんなちっぽけな自分でも裁判を支え日本の社会に微力ながら貢献できたんじゃないかなっていうふうに、すいません、思いました。

今までに経験したことのないチャンスを与えてもらって、その裁判中はすごく気が重いことの方が多かったんですけども、ちょっと充実した日々でもありました。

【機密性 2】

この経験をきっかけに、自分だけ、自分の家族だけじゃなくて、他の人のために役に立てるようなことを今後していけたらなというふうに人としてちょっと成長を感じることもありました。

【司会者】

じゃあ、どうも皆さん本当にありがとうございました。もしかしたら言い足りない方というか、これ言いたかったんだけどなっていうことはあるかもしれませんが、私の進行の方の不手際でその点をご容赦いただきたいというふうに思います。

それでは、時間の方が来ておりますので、本日の意見交換会はここで終了というふうにさせていただきます。本当に皆さん、どうも本日はありがとうございました。

以 上